

## 年金に関する税制をめぐる動向関係資料

## ○政府税制調査会基礎問題小委員会（平成14年4月19日）資料抜粋

- ・公的年金等に係る課税の仕組み
- ・公的年金等控除
- ・年金課税の推移
- ・税制の抜本的見直しについての答申（抄）（昭和61年10月）（政府税制調査会）  
－公的年金課税関係－
- ・高齢者に関連する各控除による減収見込額
- ・公的年金等に係る課税（源泉徴収）の状況
- ・社会保険料控除
- ・各種年金の掛金に係る減収規模試算（概数）
- ・年金課税の概要
- ・社会支出の国際比較（宮島委員提出資料）

## ○年金税制の見直し検討に関する最近の指摘

## ○我が国税制の現状と課題（政府税制調査会 平成12年7月14日）（抄）

## ○「公的年金税制のあり方について（提言）」（年金税制に関する研究会（厚生大臣の私的研究会））（昭和61年9月）

## ○「OASDI信託基金収支」（米国社会保障庁ホームページより）

## ○他の関連制度の現金給付に関する課税の取扱いについて

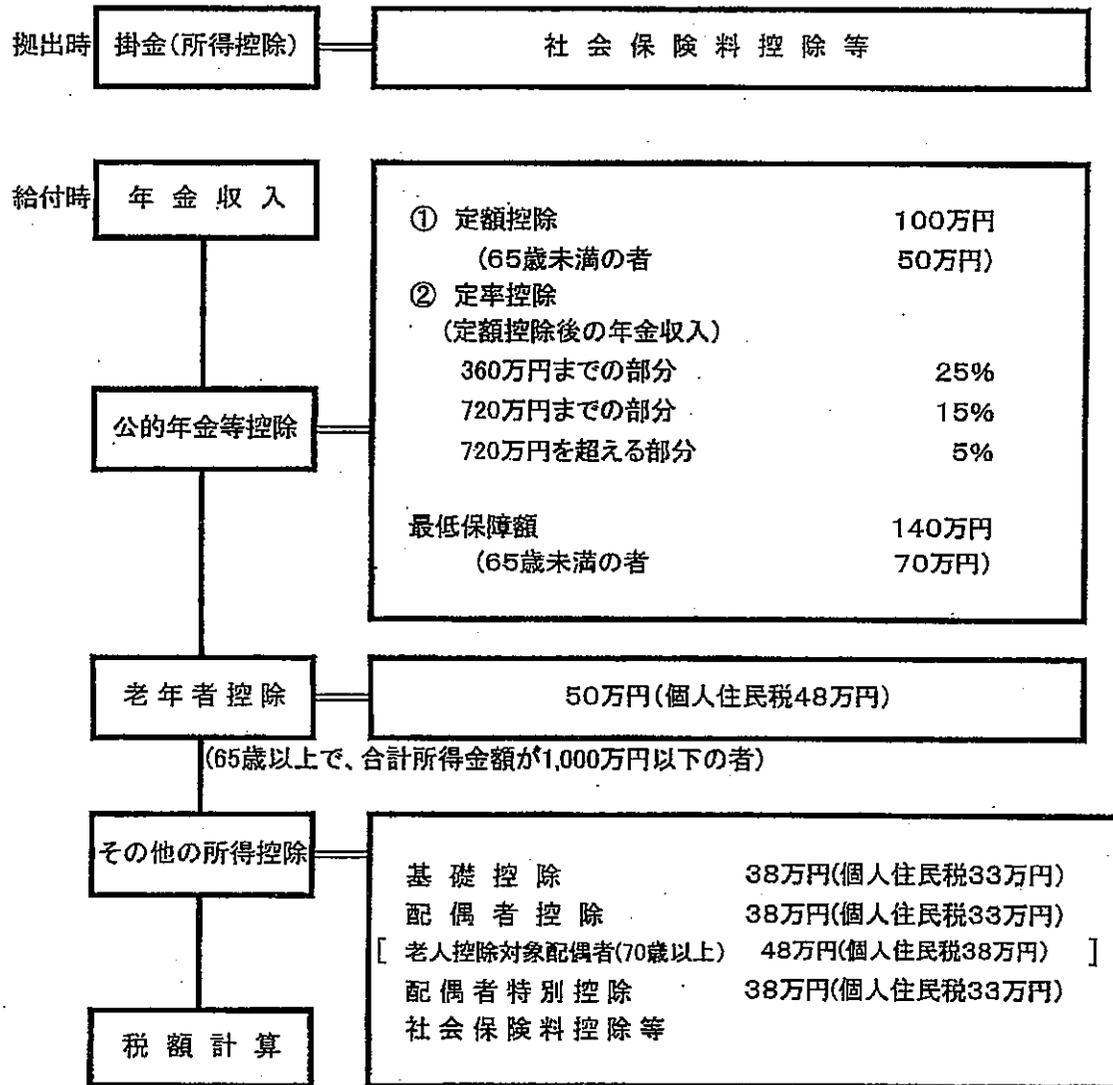
## ○経済財政諮問会議関係資料

- ・平成の税制改革－公正、活力、簡素－（平成14年5月21日）

## ○政府税制調査会総会関係資料

- ・議論の整理（5月21日の基礎問題小委員会までの議論の整理）  
（平成14年5月24日）
- ・基礎問題小委員会（4月）における議論（個人所得課税）  
（平成14年4月26日）
- ・基礎問題小委員会（5月）における議論（消費税部分の抜粋）  
（平成14年5月24日）

## 公的年金等に係る課税の仕組み



(参考) 課税最低限の比較  
(所得税)

	独 身	夫 婦	
		老人配偶者なし	老人配偶者あり
公的年金受給者 (65歳以上)	236.3万円	339.9万円	354.3万円
公的年金受給者 (65歳未満)	112.5万円	218.3万円	232.6万円
給与所得者	114.4万円	220.0万円	

(個人住民税)

	228.8万円	315.6万円	322.7万円
公的年金受給者 (65歳以上)	228.8万円	315.6万円	322.7万円
	<small>老年者等非課税限度額</small> 266.6万円	<small>老年者等非課税限度額</small> 266.6万円	<small>老年者等非課税限度額</small> 266.6万円
公的年金受給者 (65歳未満)	107.1万円	196.7万円	203.9万円
給与所得者	108.8万円	195.0万円	

# 公的年金等控除

## 1. 制度の概要【昭和63年適用（昭和62年9月創設）】

納税者が、公的年金等の支払を受けた場合における雑所得の金額の計算は、公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除して行われる。

$$\text{公的年金等に係る雑所得の金額} = \text{公的年金等の収入金額} - \text{公的年金等控除額}$$

## 2. 対象とされる公的年金等の範囲（次の制度に基づく年金）

イ	国民年金	チ	農業者年金基金
ロ	国民年金基金	リ	確定給付企業年金
ハ	厚生年金	ヌ	特定退職金共済制度
ニ	厚生年金基金	ル	中小企業退職金共済
ホ	国家公務員共済組合	ヲ	小規模企業共済制度
ヘ	地方公務員等共済組合	ワ	適格退職年金
ト	私立学校教職員共済制度	カ	確定拠出年金

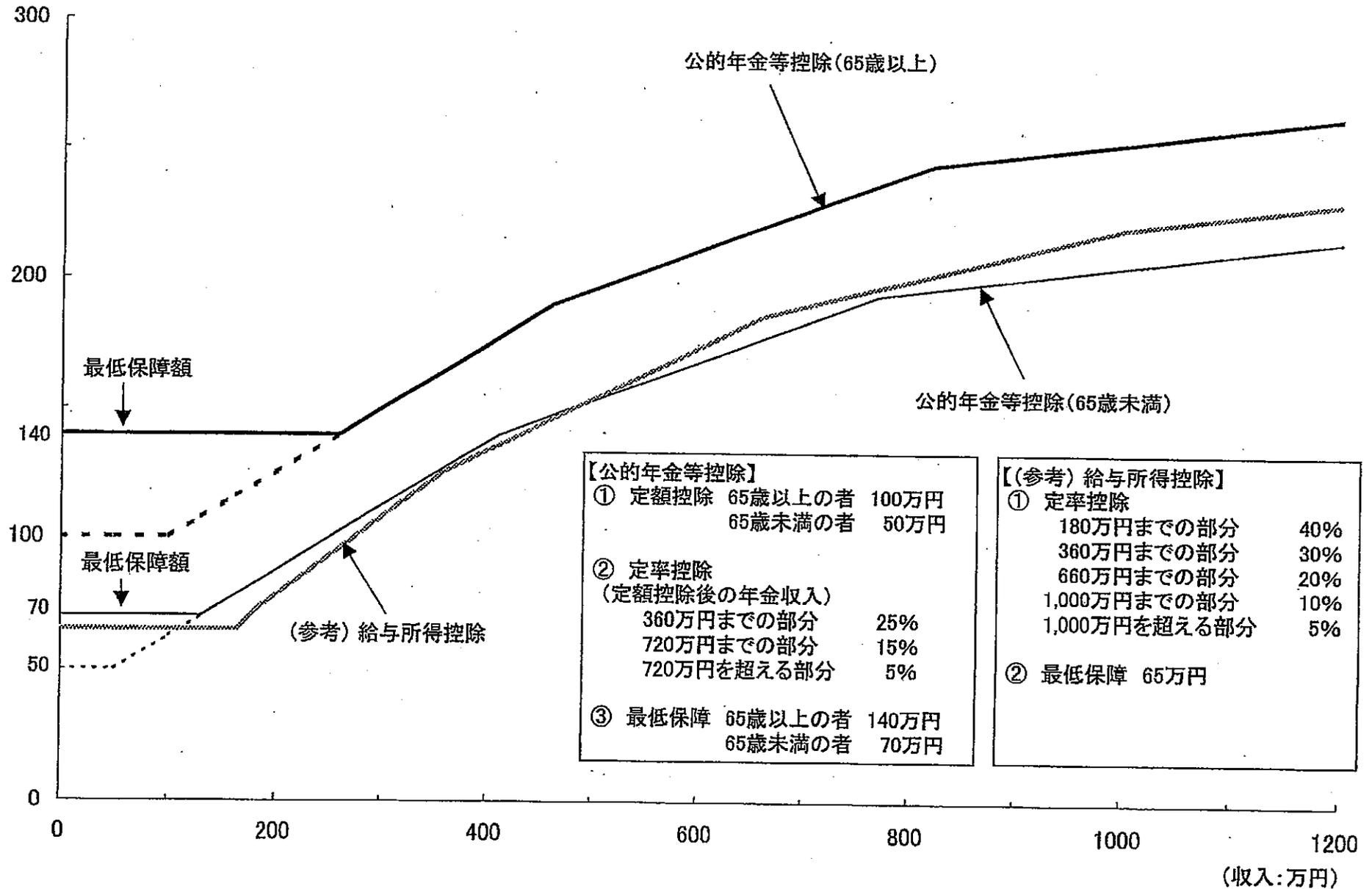
等

## 3. 公的年金等控除額

①	定額控除	100万円
	(65歳未満の者)	50万円)
②	定率控除	
	[定額控除後の年金収入]	
	360万円までの部分	25%
	720万円までの部分	15%
	720万円を超える部分	5%
	最低保障額	140万円
	(65歳未満の者)	70万円)

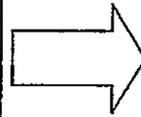
# 公的年金等控除（現行制度）

（控除額：万円）



# 年金課税の推移

【～昭和62年分】		
給与所得として課税		
所得計算上の控除	高齢者年金特別控除 (65歳以上)	78万円
	給与所得控除	(老年者年金特別控除後の年金収入)  165万円までの部分 40% 330万円までの部分 30% 600万円までの部分 20% 1,000万円までの部分 10% 1,000万円を超える部分 5%  最低保障額 57万円



【昭和63年分～平成元年分】		【平成2年分以降(現行)】	
雑所得として課税			
所得計算上の控除	公的年金等控除	① 定額控除 80万円 (65歳未満の者 40万円)	① 定額控除 100万円 (65歳未満の者 50万円)
		② 定率控除 (定額控除後の年金収入) 360万円までの部分 25% 720万円までの部分 15% 720万円を超える部分 5%  最低保障額 120万円 (65歳未満の者 60万円)	② 定率控除 (定額控除後の年金収入) 360万円までの部分 25% 720万円までの部分 15% 720万円を超える部分 5%  最低保障額 140万円 (65歳未満の者 70万円)

人的控除	老年者控除	25万円(個人住民税24万円)
------	-------	-----------------

人的控除	老年者控除	50万円(個人住民税48万円)	同左
------	-------	-----------------	----

税制の抜本的見直しについての答申（抄）  
（政府税制調査会）（昭和61年10月）

— 公 的 年 金 課 税 関 係 —

第二 個別税目についての検討

一 個人所得課税  
10 年金課税

高齢化社会の進展に伴い、拠出段階から給付段階までを通じ各種の年金の国民経済に占める比重は今後一層増大していくと見込まれる。このような状況を踏まえるとともに、給与所得控除の見直しが行われることに顧み、年金に対する課税のあり方について見直しを行う必要がある。

(1) 公 的 年 金

(中略)

② 給付段階での公的年金については、税法上給与等とみなして、給与所得控除が適用されている。加えて、老年者については、特別措置として、老年者年金特別控除が設けられている。

イ 公的年金を受給する老年者に対する控除の水準については、拠出世代と受給世代の間の負担のバランスという見地から見直すべきではないかという意見があるが、公的年金の受給者は、経済的稼働力が通常減退する局面にある高齢者であること等を考慮すれば、基本的には現行程度の水準を維持することが適当であると考えられる。

老年者年金特別控除等の公的年金に対する控除は、公的年金と他の所得との負担調整を行うという観点のほか、受給者の多くが老年者であるところから、公的年金に対する控除の仕組みを通じて老年者に対して税制上の配慮を加えるという趣旨によるものと考えられる。

公的年金の給付水準は受給者間でかなりの差があるこ

と、公的年金の受給者の中には、他の所得が相当の水準にある者もいると認められることからすれば、公的年金であるが故に多額の控除を設けることは負担の公平の観点からみて問題なしとしない。

さらに、高齢者雇用の進展等高齢者の所得稼働の形態の多様化が今後一層進むと見込まれることを踏まえれば、公的年金に対する負担調整措置と老年者に対する税制上の配慮について整序を図ることが適当であり、老年者に対する税制上の配慮のあり方としては、老年者の所得一般を対象とする老年者控除を通じてこれを行うことが適当である。

ロ 給与所得控除は、勤務関係を前提とし勤務に伴う経費を概算的に控除するとともに勤務関係に特有の非独立的な役務提供、使用者による空間的・時間的な拘束といった諸点に着目して、給与所得と他の所得との負担の調整を図る趣旨から設けられたものである。したがって、必ずしもこのような事情が認められない公的年金について、給与所得控除を適用することは合理的ではないと考える。

しかしながら、公的年金は、通常、経済的稼働力が減退する局面にある者の生計手段とするため公的な社会保険制度から給付される年金であること等を考慮すれば、他の所得との間で何らかの負担調整措置が必要とされる事情があると認められる。

ハ 以上のような諸点を踏まえ、公的年金を受給する老年者に対し、基本的には現行程度の控除水準を維持しつつ課税制度の整備合理化を図ることとし、給与所得控除及び老年者年金特別控除に代えて、他の所得との負担調整のための新たな控除を設けるとともに老年者控除を引き上げることが適当であると考えられる。

また、このような課税の仕組みの見直しを行うに当たっては、公的年金の支給形態の特異性、年金支給機関の事務負担、年金受給者の手数等に配慮しつつ、適切な源泉徴収等の仕組みが講ぜられることが必要である。

# 社会保険料控除

## 1. 制度の概要【昭和27年創設】

納税者が、本人又は本人と生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている社会保険料を支払った場合又は納税者の給与等から差し引かれる場合には、その金額が「社会保険料控除」として所得控除できる。

## 2. 控除対象とされる社会保険料の範囲

- |                       |                  |
|-----------------------|------------------|
| イ 健康保険の保険料            | チ 船員保険の保険料       |
| ロ 国民健康保険の保険料又は国民健康保険税 | リ 国家公務員共済組合の掛金   |
| ハ 介護保険の保険料            | ヌ 地方公務員等共済組合の掛金  |
| ニ 雇用保険の保険料            | ル 私立学校教職員共済制度の掛金 |
| ホ 国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金 | ヲ 国会議員互助年金の納付金   |
| ヘ 農業者年金の保険料           |                  |
| ト 厚生年金の保険料及び厚生年金基金の掛金 | 等                |

## 3. 適用状況の累年比較

区 分	給与額	適用者数	適用割合	控 除 額	一人当たり 控除額	(c)/(a)
	(a)		(b)		(c)	
	兆円	万人	%	億円	万円	%
昭和60年	118	2,910	92.9	80,892	28	6.9
平成2年	148	3,102	94.1	115,205	37	7.8
7年	178	3,426	95.0	160,144	47	9.0
12年	180	3,416	96.3	178,687	52	9.9

各種年金の掛金に係る減収規模試算（概数）

区 分	雇用主掛金分 (企業の損金算入)	本人負担分 (本人の所得控除)
公的年金	1.6兆円	1.6兆円
国民年金	—兆円	0.3兆円
厚生年金	1.6兆円	1.0兆円
共済年金等	—兆円	0.3兆円
企業年金	0.8兆円	0.1兆円
厚生年金基金	0.4兆円	0.1兆円
適格退職年金	0.4兆円	僅 少
個人年金保険	—兆円	0.1兆円
合 計	2.4兆円	1.8兆円

(注) 1. 平成9年度の統計数値に基づいて推計したものである。

2. 基礎年金部分に係る減収額は、0.8兆円である。

3. 厚生年金基金については代行部分と加算部分があるが、その割合は不明である。

# 年金課税の概要

区 分	公 的 年 金 (国民年金・厚生年金・各種共済年金)	企 業 年 金			国民年金基金	確 定 拠 出 年 金		個人年金保険
		厚生年金基金	適格退職年金	確定給付企業年金		企業型年金	個人型年金	
1 掛 金								
(1) 雇用主負担分	・給与とされない ・事業主の損金に算入	・給与とされない ・事業主の損金に算入	・給与とされない ・事業主の損金に算入	・給与とされない ・事業主の損金に算入	— —	・給与とされない ・事業主の損金に算入	— —	— —
(2) 本人負担分	社会保険料控除	社会保険料控除	一般の 生命保険料控除	一般の 生命保険料控除	社会保険料控除	—	小規模企業共済等 掛金控除	個人年金保険に係る 生命保険料控除
2 給 付 金								
(1) 年金課税								
① 公的年金等控除の適用の有無	有	有	有	有	有	有	有	無
② 所得の計算	(給付額－公的年金等控除)	(給付額－公的年金等控除)	(給付額－本人負担の掛金総額－公的年金等控除)	(給付額－本人負担の掛金総額－公的年金等控除)	(給付額－公的年金等控除)	(給付額－公的年金等控除)	(給付額－公的年金等控除)	(給付額－本人負担の掛金総額)
(2) 一時金課税	— (注1)	退職所得 (給付額－退職所得控除) × ½	退職所得 [(給付額－本人負担の掛金総額)－退職所得控除] × ½	退職所得 [(給付額－本人負担の掛金総額)－退職所得控除] × ½	—	退職所得 (給付額－退職所得控除) × ½	退職所得 (給付額－退職所得控除) × ½	一時所得 [(給付額－本人負担の掛金総額)－一時所得の特則控除] × ½
3 退職年金等積立金に対する1%課税(注3)	—	厚生年金基金努力目標給付水準を上回る積立金に課税	課 税 (注2)	課 税	—	課 税	課 税	—

- (注) 1. 昭和60年の年金改正法の経過措置により支給される脱退手当金は退職所得とされる。  
 2. 特例適格退職年金(厚生年金基金に準ずる要件を満たすもの)の積立金については、厚生年金基金水準相当給付に必要な部分までは非課税。  
 3. 退職年金等積立金に対する1%課税は、平成11年4月1日から平成15年3月31日までの間は停止されている。

高齢者に関連する各控除による減収見込額

項 目	減 収 見 込 額
公的年金等控除	約 1 兆 円
6 老年者控除 (50万円)	約 0.1 兆 円
老人扶養控除 (48万円)	約 0.3 兆 円
老人扶養控除の同居老親加算 (10万円)	約 300 億 円

(注) 国税分である。

# 公的年金等に係る課税（源泉徴収）の状況

公的年金等支払金額 32.7兆円

諸控除により課税（源泉徴収）対象とならない部分 30.5兆円

内 訳

- 公的年金等控除
- 基礎控除
- 配偶者控除
- 扶養控除
- 老年者控除 等

対源泉  
と徴  
収  
な  
る  
の  
部  
分  
2.2  
兆円

- (注) 1. 「公的年金等支払金額」は、「国税庁統計年報書（11年度）（標本調査）」による。
2. 「源泉徴収の対象となる部分 2.2兆円」は、上記資料の公的年金等に係る源泉徴収税額（2,249億円）を10%（源泉徴収の際の税率）で割返して算出。
3. 「課税対象とならない部分 30.5兆円」は、「公的年金等支払金額 32.7兆円」から「源泉徴収の対象となる部分 2.2兆円」を差引いて算出。
4. 源泉徴収の対象とされた部分に係る税額については、確定（還付）申告により精算される。

## 社会支出の国際比較(1997年：GDP比率：%)

宮島説明資料

	デンマーク	スウェーデン	イタリア	ドイツ	イギリス	カナダ	アメリカ	日本
公的社会支出(グロス)	35.9	35.7	29.4	29.2	23.8	20.7	15.8	15.1
デンマーク=100 指数	100	99	82	81	66	58	44	42
公的社会支出の公的負担	9.2	7.2	5.3	3.7	2.7	2.9	0.8	0.7
現金給付の直接税・社会保障負担	5.1	4.4	2.9	1.3	0.4	1.7	0.4	0.2
可処分現金給付の間接税負担	4.1	2.8	2.4	2.3	2.3	1.3	0.4	0.5
公的社会支出(ネット)	26.7	28.5	24.1	25.5	21.1	17.8	15.0	14.4
デンマーク=100 指数	100	107	90	96	79	67	56	54
公的負担割合	25.6	20.2	18.0	12.7	11.3	14.0	5.1	4.6
社会支出代替的な租税支出	0.0	—	—	1.7	3.2	3.3	2.5	1.3
私的年金以外	0.0	—	—	1.6	0.5	0.9	1.4	0.4
私的年金関係	—	—	—	0.1	2.7	2.4	1.1	0.9
税制含めた純公的社会支出	26.7	24.4	24.1	27.2	21.6	18.7	16.4	14.8
強制的私的社會支出(グロス)	0.4	0.4	1.5	1.3	0.4	0.0	0.4	0.5
公的負担	0.3	0.1	0.4	0.6	0.2	0.0	0.1	0.0
強制的私的社會支出(ネット)	0.2	0.2	1.1	0.7	0.3	0.0	0.3	0.5
任意私的社會支出(グロス)	1.1	3.0	0.1	1.1	3.8	4.8	8.4	0.4
公的負担	0.4	1.0	0.0	0.2	1.0	1.4	0.6	0.0
任意私的社會支出(ネット)	0.6	1.9	0.1	0.9	2.9	3.5	7.8	0.4
社会支出総額(グロス)	37.4	39.1	31.0	33.3	31.2	28.8	27.1	17.3
公的負担総額	9.9	8.3	5.7	4.5	3.9	4.3	1.5	0.7
社会支出総額(ネット)	27.5	30.6	25.3	28.9	27.3	24.2	24.5	16.6
デンマーク=100 指数	100	111	92	105	99	88	89	60

WADEMA, "NET SOCIAL EXPENDITURE" 2nd EDITION(2002)

国民負担率(GDP比率)	49.5	51.9	44.4	37.2	35.4	36.8	29.7	28.8
租税負担	47.9	36.7	29.6	21.7	29.3	31.9	22.5	18.2
個人所得課税	25.9	18.2	11.2	8.9	8.8	14.0	11.6	5.9
法人所得課税	2.6	3.2	4.2	1.5	4.3	3.8	2.8	4.3
消費課税	16.3	11.6	11.5	10.3	12.4	9.0	4.9	4.8
社会保障負担	1.6	15.2	14.9	15.5	6.1	4.9	7.2	10.6
社会支出の公的負担率	9.9	8.3	5.7	4.5	3.9	4.3	1.5	0.7
現役(労働・資本)公的負担率	39.6	43.6	38.7	32.7	31.5	32.5	28.2	28.1

OECD, REVENUE STATISTICS 1965-1998

## 年金税制の見直し検討に関する最近の指摘

### ○「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」

(平成13年6月26日閣議決定)

#### 年金制度の改革

##### (2) 今後の検討課題

##### (ii) 世代間・世代内の公平を確保するための年金税制の見直し

公的年金や企業年金等に対しては、一般の給与所得などとは異なり、特別の所得として扱われ、若年世代の給与所得者に比べ優遇した課税が行われている。この点を含めた年金税制のあり方について、世代間の公平や、拠出・運用・給付の各段階を通じた負担の適正化の観点から見直していく。

### ○社会保障改革大綱（政府・与党社会保障改革協議会）（平成13年3月30日）

#### 三 改革の基本的考え方

##### (二) 意欲に応じて働き、年金と組み合わせて豊かな生活ができるようにする

6 世代間の公平や高齢世代内の公平の視点に立って、公的年金収入に対する課税の適正化等、税制の在り方を検討する。

### ○平成13年度税制改正大綱（自由民主党）（平成12年12月13日）

※14年度の大綱では年金に関する検討は明記されず

#### 第三 検討事項

6 年金課税については、老後を保障する公的年金と私的資産形成を総合的に勘案し、各種年金制度間のバランス、国際的整合性、世代間の公平性確保、退職金課税や給与課税とのバランス等に留意して、国民間に課税の不公平が生じないように、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討した上で抜本的に見直す。

### ○確定拠出年金法案に対する附帯決議（平成13年6月21日 参・厚生労働委員会）

※衆議院、及び確定給付企業年金法案（衆参）でもほぼ同文

十 年金に対する課税の在り方については、各制度間のバランスに留意しつつ、拠出時・運用時・給付時を通じた負担の適正化に向けて検討を行うこと

# わが国税制の現状と課題

－ 21世紀に向けた国民の参加と選択－ (抄)

(政府税制調査会 平成12年7月14日)

## 第二 個別税目の現状と課題

### 一 個人所得課税

#### 9. 年金税制

##### (1) 公的年金に係る税制の現状

国民年金や厚生年金などの公的年金に係る税制の現状を見ると、拠出段階において本人が拠出する保険料については、その全額が社会保険料控除により所得から控除され、課税対象から除かれています。給付段階においては、次に述べるように、受給する年金から公的年金等控除や老年者控除等が控除され、実質的に課税対象から除かれています。

給付段階の公的年金等控除は、高齢者の生活において公的年金等が大きな役割を果たしていることなどから設けられた控除です。最低保障額を65歳以上140万円、65歳未満70万円とし、定額控除（65歳以上100万円、65歳未満50万円）及び定率控除（定額控除後の年金収入について360万円までの部分の25%、720万円までの部分の15%、720万円を超える部分の5%を合わせた額）から成ります。

なお、65歳以上の者には老年者控除（所得税：50万円、個人住民税：48万円）が適用されます。このような仕組みから、公的年金収入によっている年金生活者（年齢65歳以上）の課税最低限は給与所得者の場合より高い水準となっています。また、わが国の公的年金に係る税負担は国際的に見ても極めて低いものとなっています。

##### (2) 公的年金に係る税制のあり方

近年、少子化の進行、平均寿命の伸びなどにより、少子・高齢化は予想を超えて急速に進展しています。また、経済基調が変化しており、これまでのような高い経済成長、賃金上昇は見込めなくなっています。高齢化の進展の下、社会保障などを支える若い世代の負担は、少子化もあいまって、より一層大きくならざるを得ないと見込まれています。これらを背景に、給付と負担の適正化、公的年金、企業年金及び個人年金の適切な役割分担などが図られるよう年金制度改革が行われてきています。

また、高齢者の生活状況は必ずしも一様ではありませんが、高齢者世帯の一人当たりの所得水準は現役世代と比べて遜色ない水準にあり、分布で見ても他の年齢層とほとんど変わりありません。さらに、高齢者の平均的な保有資産は現役世代を上回っており、分布で見ても高い水準にあります。個々人の経済事情・負担能力に着目し、高齢者であっても経済力のある人はそれに見合った負担を担っていくことが重要になると考えられます。

公的年金等に係る税制については、年金が各種の控除によって課税ベースからほとんど除かれており、拠出段階から給付段階に至るまで、主要国と比べても、極めて低い税負担となっていること、高齢化の進展の下で年金受給者が増加し、また、年金所得も増大して